

町全域の小地域福祉活動事業に助成金を交付

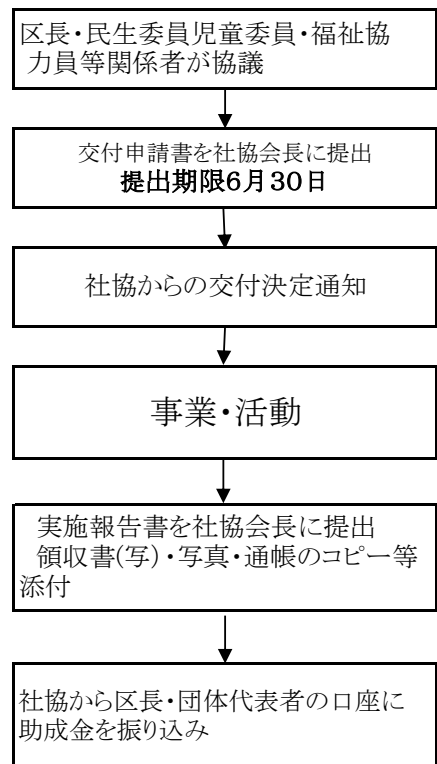
身延町社会福祉協議会

この事業は、地域福祉推進のため、小地域が主催する行事・住民による福祉活動に要する経費の一部を助成します。

助成対象

- ① 区
- ② 区長が認めた団体
- ③ 民生委員児童委員が担当している集落(地区)

助成金交付手続き



対象事業

- ・お茶のみ会活動
(高齢者放談会)
(高齢者生活指導)
(高齢者と子供のふれあい会)
- ・一人暮らし高齢者、要援護者等訪問、見守り活動
- ・要援護者の生活支援活動
- ・健康相談会
- ・料理教室等各種教室
- ・防災学習会等各種学習会
- ・軽スポーツ大会等各種大会
- ・その他会長が認める地域福祉を推進する活動

※他で助成を受けている事業は対象外になります。

◎助成金額 (年額)

※助成対象は、必要経費のみです。

参加者数	20名未満	20～39名	40～59名	60～79名	80名以上
上限額	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円

備考

- ※助成金額は、開催事業1回ごとの参加人数の内一番多い人数により決まります。
- ※各種学習会については、継続性を鑑み同一テーマで2回を限度として延べ人数でも受け付けます。
- ※特に開催回数の規制はありませんが、数回開催するように努めてください。
- ※助成金の交付は、1事業に限り、1年に1回とさせていただきます。
- ※助成金は、上限額と支出額を比較して少ない額が助成金となります。
- ※助成金は、実績報告書により支出金額を確認してからの交付となります。
- ※上記の助成金額は、予算の関係で調整させていただくこともあります。
- ※29年度から助成金額を変更させていただきました。

※この事業は、赤い羽根共同募金配分金が充当されています。